

議案第 6 8 号

岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和４６年岩倉市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「所在地」を「位置」に改める。

第１０条中「損傷又は」を「損傷し、又は」に改める。

第１１条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「の定める」を「に定める」に、「市長が」を「市長が規則で」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
第一児童館	岩倉市中本町西出口１５番地１
第三児童館	岩倉市下本町下市場２７番地
第四児童館	岩倉市稲荷町羽根２４番地３
第五児童館	岩倉市東新町南江向２４番地５
第六児童館	岩倉市石仏町往還東南２８番地１

別表第２第二児童館の項を削り、同表第三児童館の項中

「	集会室	３００	３００	３００	」を
---	-----	-----	-----	-----	----

「	集会室	円 ３００	円 ３００	円 ３００	」に改め、
---	-----	----------	----------	----------	-------

同表第七児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。